

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スナップ

## 特集Ⅰ

「Eーフェンス」で事故ゼロへ

ショベル旋回時の巻き込み防止

日本キャタピラー

## 特集Ⅱ

労災に遭遇した関係者へのケア

大正大学 教授 廣川 進

## 別冊付録w

データから読み解く

現代のメンタルヘルス対策の傾向

ランスタッドEAP総研 山越 薫

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2299

2

2018

1



## 社労士が教える

# 労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 青森会  
タカヤ社会保険労務士事務所

所長 高谷 裕二郎

棟上げ後の餅まきで他人と衝突して負傷

### ■ 災害のあらまし ■

S 土木建設に十数年勤めているとび・土工作业員Gは、下請負契約により一般木造住宅（在来工法）新築工事現場で、棟上げ作業に従事後に行われた餅まき行事に参加した。両手を大きく拡げて、まかれた餅に手を伸ばして掴み取ろうとして、その場に集まっていた誰かに後方より強く衝突され、頸髄損傷を負った。餅は、工事関係者同士顔見知りであることもあり、必然的に集中した形でまかれたようであった。

### ■ 判断 ■

(1) 被災者は、棟上げ作業が終了して、餅まき行事のための準備をした後は、被災者の行動は自由であり、餅まき終了後の後始末を終えた後はそのまま会社に立ち寄らずに直帰できることとなっていた。

(2) 被災者の当日の業務は、最近では珍しいとされるが、一般木造住宅新築工事（在来工法）現場のある地域では、慣例行事である棟上げ作業後の餅まき行事の後始末行為終了までであったと認められるが、餅を拾う行為自体は業務とは関係性が認められず、例えるなら、休憩時間中の行為に類するものとされ、業務に付随するものとは認められないとされ、業務外となった。

### ■ 解説 ■

・被災日の状況

(1) 被災者は、普段は、指定された現場へは自家用自動車を利用して直行・直帰を行うのが日常の通勤方法であったが、当日は、建築現場の近隣に駐車スペースの確保が困難であるなどの理由により自家用車出勤を取りやめ、定刻に自宅を出て、指定された所定の待機場所において、会社からの

第 259 回



迎えのトラックに乗り、いつものとおり会社には行かず、直接現場に赴いた。

(2) 現場では、被災者は大工の下手伝いもしており、事業主も現場に来て、通常通り従業員を指揮監督して仕事をしていた。

(3) 午後4時頃、棟上げの一連の仕事も終わったので、手の空いている作業員数名で後始末や道具をトラックの荷台に積み込み、餅をまくために足場を組み2階（地上おおよそ2m）に台を括り付けるなどの準備を始めた。なお、棟上げ作業は、餅まきの台を造り終わった時点で一応終了し、餅まきの台の足場の解体は翌日に行う旨、事前に打ち合わせを行い、全員に周知されていた。

#### ・餅まきが始まるまでの行動

(1) 被災者は、餅まきが始まるとこれが終了するまでは用事がないので、現場脇の飲食店で飲料を頼んで休憩がてら自宅に電話をした。これは、被災者本人とその妻が仕事の帰りに待ち合わせをして自宅近所のスーパーで買い物をするための連絡を取り合っていたものであった。

(2) したがって、被災者は当日の朝、現場まで送ってきた同僚に対し、餅まきが済んだら妻の勤務先の近隣まで送ってくれるように餅まきが始まる前に頼んでいた。

(3) なお、通常、餅まきが終了すると、棟上げ式に使った清酒やお供えなどを降し、一連の行事のちらかったものを片付け帰るのが通例であるということであった。

#### ・業務に起因するものか

今回の事例は、事業主の支配管理下、あるいは、労務の包括的支配下において生じたものと言えるが、餅まき行事中の業務は中断されており、また、これに参加するかどうかは被災者が誰の指示命令を受けることなく、自由に決定できるものであった。

今回の餅まき行事は、縁起物として建物



の新築の際に行われる催事であり、棟上げ（むねあげ）、建前（たてまえ）、建舞（たてまい）とも言われるものである。

「上棟式」には「神道」様式や「仏教」様式があるようだが、竣工後も建物が無事であるよう願って行われるもので、通常、柱・棟・梁などの基本構造が完成して棟木を上げるときに行われるものである。

式の方法や次第には神社の祭祀のような規定はなく、地域による差異もあり、屋上に祭壇を設けそこで祭祀を行うものや、祭壇のみ屋上に設けて祭祀は地上で行うもの、祭壇も祭祀も地上のものとの区別もある。

新築の棟上げ工事に関わった人が一同に集まって今後の工事の安全を祈願し、また、お互いの協力で良い建物を造っていこうという「意思表示の会」でもあるという。上棟式はこのような「お祝いの会」の形式なので一般的な住宅の場合では、地鎮祭とは違って神主を呼んだりしないようである。

そのため、今回の災害はいわば休憩時間中、あるいは手待ち時間中の私的行動と同じような行動によって生じたものとみられ、業務に起因する負傷ではないと判断されたものである。

◇ SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)